

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	4201002	処分名	路外駐車場の構造等の是正命令		
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長		
担当部署	部 都市整備部	課	都市計画課		
根拠規定	駐車場法			第19条	
基準規定	①	駐車場法		第11条, 第19条	
	②	駐車場法施行令		第6条～第15条	
	③				
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日
	非公開該当		未設定理由		
	<p>市長は、路外駐車場の構造及び設備が施行令第6条から第15条で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、市長は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができる。</p>				
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日
	期間				
聴聞等	弁明の機会の付与				
備考					

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	4201004	処分名	開発許可等に係る許可等の取消し、建築物除却命令等			
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部 都市整備部	課	都市計画課			
根拠規定	都市計画法			第81条第1項		
基準規定	①	都市計画法			第81条	
	②					
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成29年4月1日	最終更新日	令和1年10月1日
	非公開該当		未設定理由			
	鈴鹿市開発許可等制度事務マニュアル 当初設定日 平成29年4月1日 最終更新日 令和1年10月1日					
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	聴聞又は弁明の機会の付与	都市計画法第81条に基づく、許認可の取り消しや工事の停止命令等				
備考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第2第15号による権限移譲					

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	4204017		処分名	勧告に係る措置命令		
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部 都市整備部	課	住宅政策課			
根拠規定	空家等対策の推進に関する特別措置法			第14条第3項		
基準規定	①	空家等対策の推進に関する特別措置法		第14条第1項・第2項・第3項		
	②					
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成29年3月22日	最終更新日	平成29年3月22日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>法第14条第3項の規定による (特定空家等に対する措置)</p> <p>第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。</p> <p>3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</p>					
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	聴聞又は弁明の機会の付与					
備考	鈴鹿市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則					